

適格消費者団体設立支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、適格消費者団体設立支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第14の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(応募書類の提出等)

第2 事業の応募に当たっては、別に定める応募書類を県へ提出するものとする。

(選定)

第3 第2の書類の提出があった場合において、別表の選定基準1から3に照らし、審査の上決定する。

(事前着手)

第4 補助対象事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請者が、前項ただし書きに該当する場合には、別紙様式により適格消費者団体設立支援事業事前着手届を知事に提出するものとする。

(交付請求)

第5 交付要綱第10第2項に規定する補助金の概算払請求に対する支払いは、次の各号のとおりとする。

(1) 補助金の概算払いの請求は、事業の出来高に対応する補助金相当額の90%以内の額とする。

(2) 補助金の概算払いについては、1回に限り支払いができるものとする。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、適格消費者団体設立支援事業の募集に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

選 定 基 準

- 1 補助の対象となる団体が、次のすべてを満たすこと。
 - (1) 長野県内に事務所を有すること。
 - (2) 適格消費者団体としての認定を受けることを目標にしていること。
 - (3) 営利を目的としないこと。
 - (4) 組織・運営体制が明確であり、適格消費者団体の認定を受けるために継続的な活動を行う見込みがあること。
- 2 適格消費者団体としての認定を受けることを目的とした事業であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 適格消費者団体としての認定を受けようとする団体が、既存の消費者団体や適格消費者団体と情報交換を行うための事業
 - (2) 適格消費者団体としての認定を受けようとする団体が行う、認定を受けるために必要となる以下の取組
 - ア 消費者被害 110 番や無料相談会などの情報収集活動
 - イ 適格消費者団体の設立や消費者問題に関するシンポジウムやセミナー等の開催
 - ウ 事業者の不当行為への是正申入れの検討
 - エ 団体の会員や寄附金の増加を図るための普及啓発活動
 - オ 適格消費者団体としての業務に必要な事務機器及び執務参考資料の整備
 - カ 適格認定に係る消費者庁への事前相談及び認定申請
 - キ その他、消費者団体訴訟制度の担い手育成に必要な活動
- 3 補助の対象となる団体の行う活動が次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団又は暴力団員の統制の下にないこと。